

明日の笑顔のために

にいかわ介護



Vol.17
2010.10

発行：新川地域介護保険組合
〒938-0036
富山県黒部市北新199
E-mail : info@niikawakaigo.jp
TEL (0765) 57-3303
FAX (0765) 57-3305

サービスの質の向上をめざして

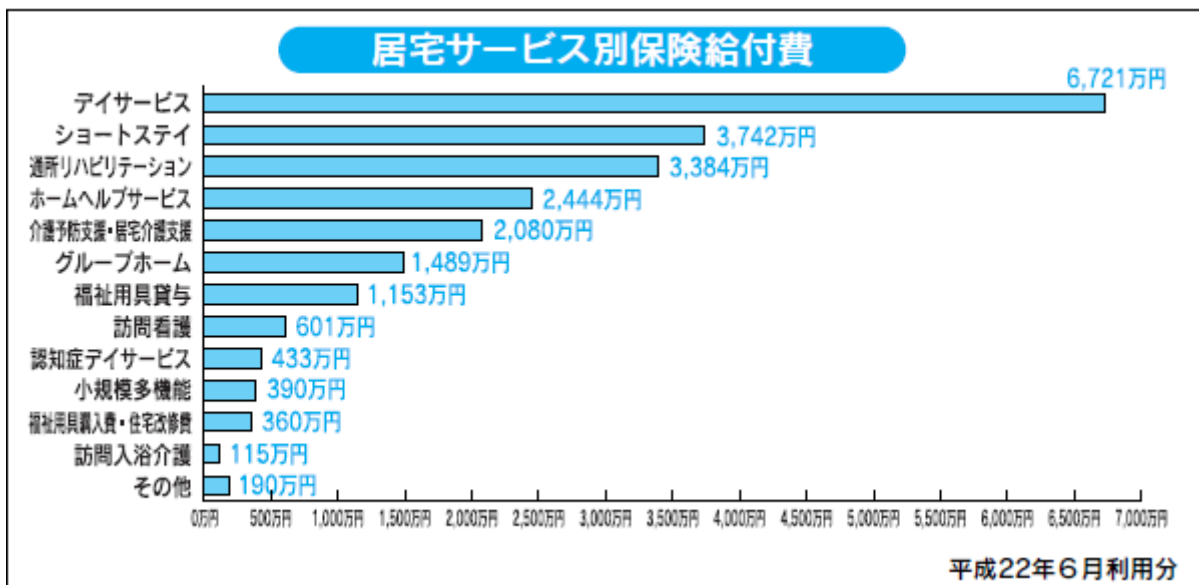
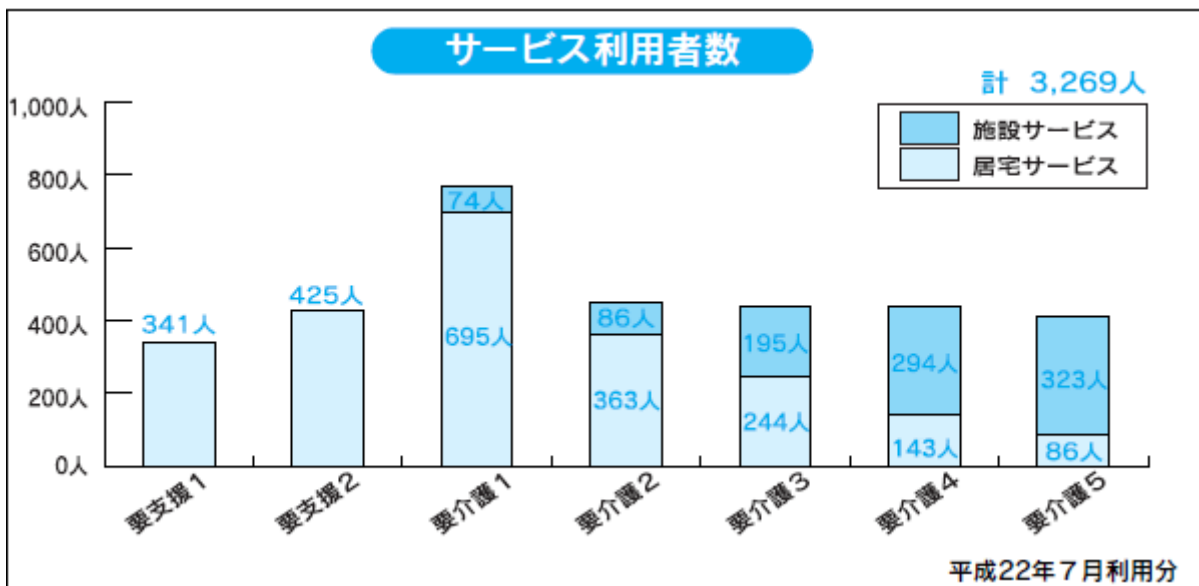
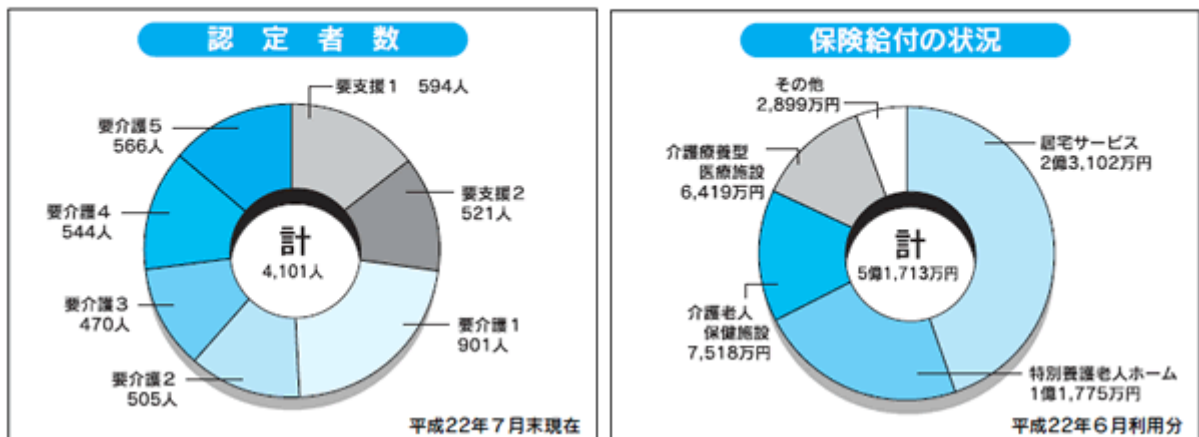
ケアマネジャーが総会を開催

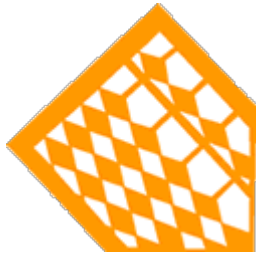
6月14日、黒部市の富山県技術専門学院新川センターにおいて、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会の総会が開催されました。

参加したケアマネジャーの皆さんは、小矢部市の清楽園在宅介護支援センター管理者の中田康則先生の講演会を熱心に受講されました。



介護保険事業の状況





平成21年度決算について



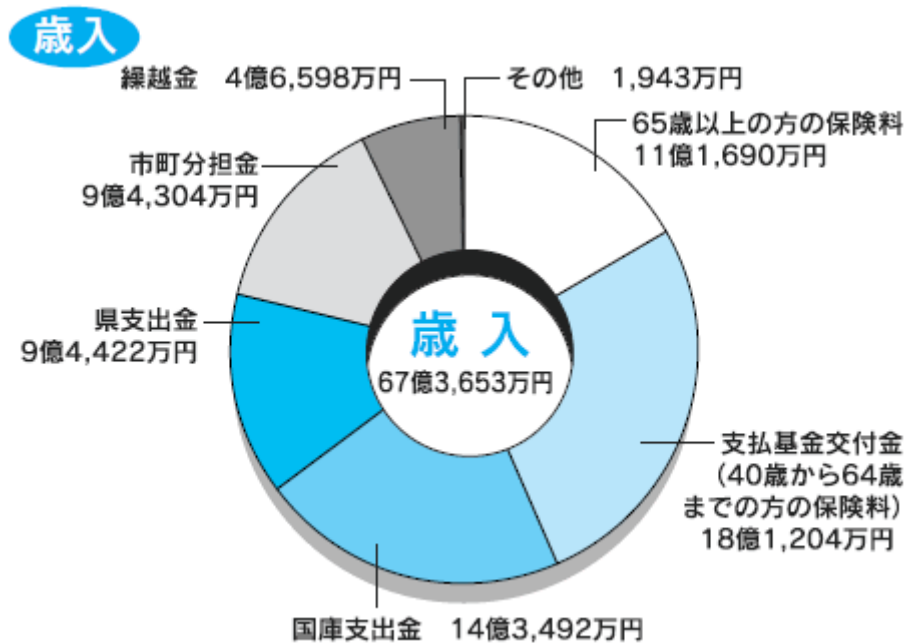
保険給付費は年間59億円

平成21年度の組合決算についてその概要をお知らせいたします。

歳入総額は、67億3,653万円。それに対し、歳出総額は62億8,484万円で歳入歳出差引4億5,169万円の黒字決算（繰越金）となりました。

平成21年度 介護保険組合決算概要

歳 入

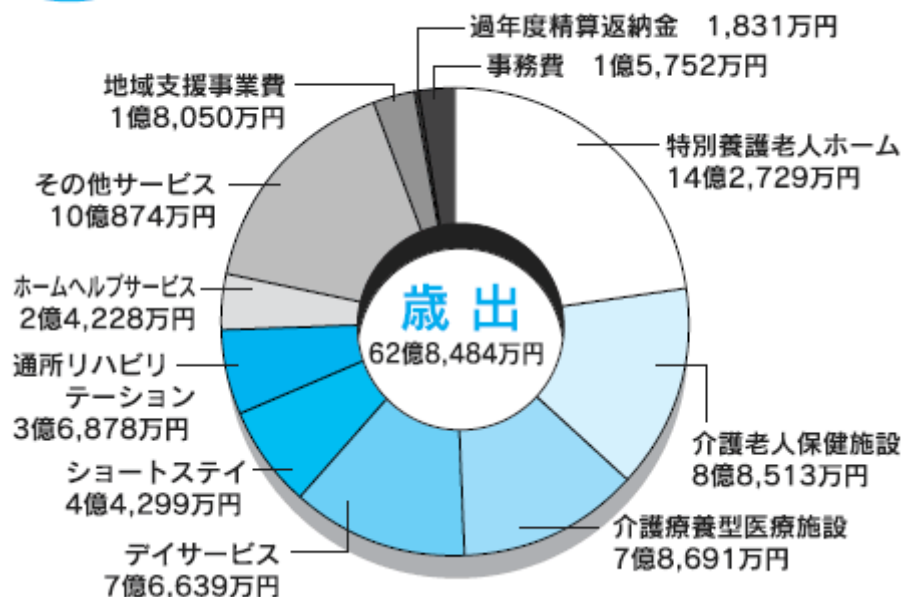


保険給付費に係る負担割合は、保険料が20%、支払基金交付金が30%、国が25%、県と構成市町がそれぞれ12.5%となっています。

市町分担金は、保険給付費と事務費に係る分担金です。

歳 出

歳出



保険給付費の決算額は、59億2,851万円となり、歳出決算額の94.3%を占め、対前年度比6.4%の増加となりました。

この内訳は、居宅サービス給付費が、24億9,659万円（対前年度比8.4%増）、施設サービス給付費が、30億9,933万円（同5.3%増）、特定入所者介護サービス費は、2億3,768万円（同0.3%増）、高額介護サービス費が、8,687万円（同13.5%増）、審査支払手数料は、804万円（同3.7%増）となりました。

なお、地域支援事業費は1億8,050万円（同0.5%減）となりました。

また、介護サービスの月平均の利用者数は、居宅サービスが、2,225人（前年度と比べ102人、4.8%増）、施設サービスが、980人（同15人、1.6%増）となり、一人あたりの平均給付額は、居宅サービスが、112万円（同3万円、3.4%増）、施設サービスが、316万円（同11万円、3.6%増）となりました。

その他の支出は、過年度保険給付費、返納金事務費です。

繰越金

歳入歳出差引額は、4億5,169万円となり、対前年比3.1%の減少となりました。

居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

住宅改修費用は、利用者がいったん全額を支払い、申請後そのうちの9割が支給される「償還払い」です。

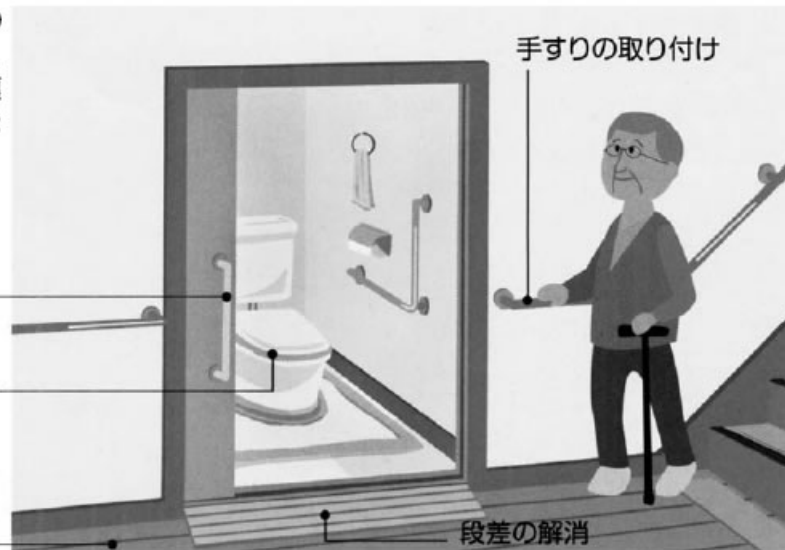
生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。（自己負担1割）

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険組合に相談しましょう

開き戸から引き戸等への扉の取替え
（ドアノブの変更・戸車等の設置）

和式便器から
洋式便器への取替え

滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更



介護保険の対象となる工事

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 和式から洋式への便器の取替え
- ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※平成21年度から扉そのものを取り替える工事に加え、ドアノブの変更、戸車の設置等も対象となりました

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

利用限度額／20万円まで（原則1回限り）

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます

手続きの流れ（償還払いの場合）

相談・検討

- 介護保険組合やケアマネジャーに相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、介護保険組合に、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真（日付入り）等、必要書類を提出し、改修の申請をします。

工事・支払い

- 介護保険組合の審査結果を受けてから着工します。
- 改修後、写真を撮影します（日付入り）。
- 改修費用をいったん全額自己負担して事業者を支払います。

払い戻し（工事完了）の手続き

- 工事が完了したら、介護保険組合に写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を限度に工事代金の9割（18万円まで）が支給されます。

介護保険の利用には介護認定申請が必要です

介護保険を利用するときは、まず介護保険組合が行う「要介護認定」を受けましょう。
「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するための審査です。

①申請する

申請の窓口は市町の介護保険担当課または介護保険組合です。申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含みます。)

・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業者 ・介護保険施設

《申請に必要なもの》

- ・申請書（市町の介護保険担当課や介護保険組合に置いてあります。）
- ・介護保険の保険証（40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。）

②要介護認定

申請をすると、認定調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

●認定調査

介護保険組合の担当職員などがご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

本人の主治医に心身の状態についての意見書を作成してもらいます。

※主治医がいない方は介護保険組合が紹介する医師の診断を受けます。

●一次判定

認定調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

●二次判定（認定審査）

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

③結果の通知

認定

通知は申請から原則30日以内に届きます。
要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

要介護 要介護1～5

《介護サービス》

自分らしい、自立した生活を送ることを目標として、介護サービスが利用できます。

要支援 要支援1・2

《介護予防サービス》

心身の状態の維持・改善をめざし、適切な介護予防サービスが利用できます。

非該当(自立)

《地域支援事業》

介護保険以外のさまざまなサービスが利用できます。

④ケアプランを作成します

- ・在宅でサービスを利用したい場合は、居宅介護支援事業者などと契約し、ケアプランを作成します。
- ・施設へ入所したい場合は、入所を希望する施設へ直接申し込みます。

④ケアプランを作成します

各市町の地域包括支援センターが中心となって介護予防プランを作成します。

⑤サービスの利用が始まります

- ・ケアプランにそって介護サービスを利用します。
- ・利用したサービス費用の1割を支払います。

